

募集

韓国文化体験ツアーの参加者を募集します

町国際交流協会（館山審査会長）では、本年度新しい事業として「世界文化遺産水原華城と韓国文化体験ツアー」を企画し、次により参加者を募集します。

■日程 11月17日（月）～20日（木） 3泊4日

■対象

町国際交流協会および町民の方

■費用

80,300円（大人1人）

■最小催行人員 5人

■主な内容

世界文化遺産「水原華城」見学、韓国民族村の観光、韓国文化体験館でキムチ作り体験やハンゲル講座を受講、東大門市場散策、韓国食品店で買物など

■申し込み期限 8月29日（金）

■問い合わせ・申し込み先

町国際交流協会事務局（役場まちづくり推進課内 ☎27-2321内線324）

届出

児童扶養手当等の現況などの提出を

毎年8月は、児童扶養手当（母子世帯など）や特別児童扶養手当（障がい児世帯対象）を受けている方に、現況届または所得状況届を提出していただく時期です。

この届けは、受給者世帯の所得や児童の養育状態を確認し審査するためのものです。届出用紙は、役場保健福祉課福祉グループにあります。

■提出期限

・児童扶養手当 8月1日（金）～9月1日（月）  
・特別児童扶養手当 8月11日（月）～9月10日（水）

※期限までに提出のない場合は手当の支払いが差し止められることがありますので、ご注意ください。

■提出に必要なもの

①印鑑 ②手当証書 ③世帯全員の住民票（児童扶養手当のみ）

④今年1月2日以降に厚真町に転入された方は、前住地の市町村長が発行する前年の所得証明書。

■提出先・問い合わせ先

役場保健福祉課福祉グループ（総合ケアセンター「ゆくり」内 ☎26-7871内線109）

変更

特定不妊治療助成手続きの申請期限が変わります

平成20年7月8日から特定不妊治療助成の手続きが次のとおり変更

更になっていきます。

平成20年4月1日にさかのぼって適用されますので、申請をする方はお間違えのないようお願いいたします。

なお、助成の対象や限度額、方法については従来どおりです。

■変更前 助成の申請は、治療が終了した日の属する年度内に申請すること

■変更後 助成の申請は、治療を終了した日から6カ月後の月末までに申請すること

■提出先・問い合わせ先

役場保健福祉課健康推進グループ（総合ケアセンター「ゆくり」内 ☎26-7871内線105）

請求

特別慰労品を請求されていない皆さまへ

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に「特別慰労品」を贈呈しています（ご遺族の方は対象とはなりません）。

「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求方法は、役場保健福祉課福祉グループの窓口にあります。請求期限は平成21年3月31日までです。未請求の方は、早急に申請してください。

■問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金

（☎0120-234-933）

催し

厚真町戦没者追悼式を行います

町では、「厚真町戦没者追悼式」を次の日程で開催します。

町民の皆さんにご参列いただき、大戦で亡くなられた方々に哀悼の意を賜りますようご案内いたします。

■日時

8月29日（金）午前11時

■場所 総合福祉センター

■問い合わせ先

役場保健福祉課福祉グループ（☎26-7871内線108）



▲昨年執り行われた戦没者追悼式

催し

厚真地区と上厚真地区で盆踊りが行われます

太鼓の音と冷えたビールで乾杯！子どもお楽しみ縁日などの露

変更

上厚真大橋の通行止めの期間が変わりました

広報7月号などで、室蘭土木現業所が行う補修工事により、8月5日から翌年3月下旬まで、上厚真大橋車道部分が通行止め（歩道橋は通行可）になるとお知らせしていましたが、工事の開始が9月上旬に変更になりましたので、8月中は通行することができるようになりました。

通行止めになる期間が決まりましたら、防災行政無線などでお知らせします。

なお、通行止めの期間は、共栄橋または浜厚真大橋を迂回してください。

■問い合わせ先

北海道室蘭土木現業所苦小牧出張所道路第2係（☎0144-32-3171）または役場建設課土木グループ（☎27-2321）

助成

通院交通費を助成しています

町では、じん臓機能障害者と特定疾患患者、在宅精神障害回復者の方々に対し、通院などに要した交通費を助成しています。

該当する方は、役場保健福祉課または役場厚真支所にお申し込みください。

■申し込み時期

交通費の助成については、上期と下期の2回に分けて受け付けをしています。

今回は、上期（平成20年3月から8月までに通院された分）を受け付けます。

■申し込み期限

9月10日（水）

■問い合わせ先

役場保健福祉課福祉グループ（総合ケアセンター「ゆくり」内、☎26-7871内線108）

■助成の内容

■じん臓機能障害や特定疾患のある方 □対象者 町内に住所があり、かつ居住されている方で、次のいずれかに該当し、その治療のために通院する場合。

①じん臓機能障害で、人工透析療法を受けている方

②特定疾患者として、北海道知事の認定を受けている方。

③前記①、②に該当する方で、満12歳未満、および特に通院に介護が必要と認められる方については、介護者（1人）についても助成対象になります。

□助成費

道内（町内を除きます）の医療機関への通院交通費で、鉄道の普通旅客運賃、路線バス等によって算出された額。

ただし、ほかの制度によって助

成を受けた場合は、その差額になります。また、厚真町人工透析患者等送迎サービスを受けた方は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

▽申し込みに必要なもの

通院証明書（用紙は役場保健福祉課または役場厚真支所にあります）、印鑑、特定疾患医療受給者証

■在宅精神障害回復者の方

□対象者

町内に住所があり、かつ居住されている方で、北海道知事から障害者手帳の交付を受けている方。

□助成費

道内の医療機関への通院および厚真町近郊の作業所等への通所等に要した交通費で、鉄道の普通旅客運賃、路線バス等によって算出された額。ただし、ほかの制度によって助成を受けた場合は、その差額になります。

□申し込みに必要なもの

通院証明書（用紙は役場保健福祉課または役場厚真支所にあります）、印鑑、障害者手帳

催し

寺内タケシ&ブルー ジーンズコンサート

寺内タケシ&ブルー ジーンズコンサートを同聴こう実行委員会（小寺正夫委員長）の主催で次によう開催します。多くの町民の皆さま

8/1~8/31

北方領土返還要求運動強調月間

戦後、未解決であった領土問題のうち奄美群島、小笠原諸島、そして沖縄が祖国に復帰しましたが、北方領土すなわち、歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の四島の祖国復帰は未だ実現していません。

終戦当時、これら四島には、約17,300人の島民が住んでいましたが領土問題が未解決のため、生まれ故郷に帰ることもできません。

北方領土は、福岡県とほぼ同じ面積のある美しい自然と豊かな資源に恵まれた島々であり、古来私たちの先人が住み、開拓し、一度も外国の支配を受けたことのない日本固有の領土です。領土問題の解決には何とんでも国民あげての力強い世論の支持が必要であり、その世論の盛り上がりの中で、外交交渉を推進することが最善の途です。



- 実施期間 8月1日から8月31日まで
- 実施団体 北海道、市町村および関係団体など

聴こう実行委員会事務局（まこと商事内、☎27-3655）

申告

法人道民税・事業税の申告はインターネットで

地方税ポータルシステム（エルトックス）を利用して、インターネットによる法人道民税・事業税の電子申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。くわしくは、エルトックスホームページ（http://www.eltax.jp）または北海道ホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim）をご覧ください。